○国土交通省告示第千二百四十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年九月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G—2547	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　DBAK F—VET—1	ダイハツ　DBA—LA600S、ダイハツ　DBA—LA610S	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町1番1号

○国土交通省告示第千二百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年九月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自TD2—40	運行記録計　大阪メーター製造株式会社　IT—1000	なし	大阪メーター製造株式会社　大阪府寝屋川市松屋町13番5号

○国土交通省告示第千二百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年九月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自TD2—38	運行記録計　レゾナントTTG—8000	なし	株式会社レゾナント・システムズ　横浜市鶴見区平安町2—4—6

○国土交通省告示第千二百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年九月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43—78R—030003	二輪自動車等の制動装置　ヤマハ　RH05	ヤマハ　RH05	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第千二百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年九月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G—2554	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAK24W20	ホンダ　DBA—RC1	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山2丁目1番1号
自G—2555	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAK24W21	ホンダ　DBA—RC2	〃
自G—2556	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAK24W22	ホンダ　DBA—RC1	〃
自G—2557	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAK24W23	ホンダ　DBA—RC2	〃

○国土交通省告示第千二百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年九月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G—2558	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA—BYFP　PE—DAA1	マツダ　DAA—BYE	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号

○国土交通省告示第千二百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年十月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自GS—546	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　WG1605—GL—EBT	吸入負圧：5.0kPa　排気圧力：20.0kPa	株式会社クボタ　大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号
自GS—547	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　WG1605—G—EBT	〃	〃
自GS—548	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　WG1605—L—EBT	〃	〃

○国土交通省告示第千二百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年九月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G—2559	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA—KEFW、マツダ　DBA—KE5AW	マツダ　DBA—KE5FW、マツダ　DBA—PY—DBA1	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号

○国土交通省告示第千二百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏